

# 風水害編

警戒レベルを用いて避難情報等を伝達します！

避難の遅れにより多くの犠牲者が出た平成30年7月西日本豪雨の教訓を踏まえて、国が「避難勧告等に関するガイドライン」を一部改定しました。

これにより市民のみなさんが、災害発生のおそれの高まりに応じてとるべき行動を直感的に判断できるよう、令和元年から、洪水・土砂災害時等に5段階の警戒レベルで避難情報等を伝達しております。防災に対する知識を身につけ、対策をしておくことで被害を減らすことができます。「自分のところは大丈夫」ではなく、災害発生する前にいろいろな情報を確認し、いざという時に備えましょう。

警戒レベル (洪水・土砂災害)	市民がとるべき行動	避難情報 (市告知放送等)	防災気象情報・水位情報等 (気象庁、国土交通省、県)
警戒 レベル1	災害への心構えを高める ● 防災気象情報等の最新情報に注意等		早期注意情報 (警報級の可能性) ※ 警報級の可能性があるとき、高・中の2段階で発表する情報自ら行動をとる際の判断に参考となる情報
警戒 レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する ● ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認 ● 避難情報の把握手段の確認、注意等		注意報
警戒 レベル3	高齢者等は立退き避難 その他の者は立退き準備等	<b>行動を促す情報</b>     (できる範囲で発表)	自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 大雨特別警報 土砂災害警戒情報 大雨・洪水警報等
警戒 レベル4	速やかに立退き避難等 直ちに命を守る行動 (事態が切迫している場合)		
警戒 レベル5	既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動		

※避難時において、非常持出し袋に最小限の日用品や食べ物、飲み物を準備し持参してください

※避難行動は、居住地の地形・住宅構造・家族構成などに応じて異なりますのでご注意ください

※警戒レベル1～5は、必ずしも順番にすべて発表されるものではありません

※災害の危険が迫っていると自ら判断した場合には、必要に応じて避難場所などに **自主避難** してください。